

合同パトロールの実施結果

1 目的

東日本大震災の被災地において行われている建築物の解体工事における石綿ばく露防止対策を徹底するため、厚生労働省、環境省、地方自治体等の連携の下、対象地域から解体工事現場を選定して合同パトロールを実施して事前調査、石綿除去作業及び廃棄物処理が適切に行われていることを確認し、必要な指導を行う。

2 実施体制

次の組織により混成チームを編成し、事前調査結果、届出状況、作業の実施状況及び廃棄物の処理及び安全配慮等について現場確認及び必要な指導を行った。

厚生労働省	環境省
石巻労基署／宮古労基署	宮城県／岩手県
建災防支部（労災防止支援センター）	石巻市／宮古市
日本アスベスト調査診断協会	

3 実施結果

（1）宮城県石巻市現場（平成 24 年 2 月 2 日）

ア 概況

石巻市は、他の自治体に比べ解体対象建物が多く、木造家屋及び鉄筋・鉄骨系建物ともに損壊した建築物の解体は進んでおらず、今後とも解体作業は増加するものと見込まれる。一次集積所は市内 16 ヶ所に設置されており、海岸近くの集積場にも大量のがれきが集められている。

現場確認を実施した 6 現場のうち 3 現場は吹付け石綿の除去作業として労働基準監督署、石巻市に届出がなされているが、除去作業は始まっておらず隔離養生等の準備作業が行われていたため内部に立ち入って確認した。残り 3 現場は RC 造の小規模店舗や木造家屋である。

イ 事前調査の実施状況

- ・事前調査の結果については基本的に作業現場に掲示されていたが、木造家屋の解体現場において石綿なしの旨の掲示が明確になされていない現場もあった。
- ・吹き付け石綿の除去作業を行う作業現場において、1 階部分に対する分析結果（アモサイト）が掲示されていたが、2 階部分の吹き付けは一部青みがかったおりクロシドライトの可能性があるため、本来は 2 階についても試料採取による調査を行うべきだった旨を指摘した。（隔離等の措置は 2 階についても実施している。）
- ・吹き付け材を覆うスレート建材についても石綿含有の可能性があるため、慎重な取り外しと廃棄物処理を指導した。

ウ 作業の実施状況

- ・吹き付け石綿は、ところどころはがれかかっており飛散が心配されるものがあった。（現場代理人によれば地震により崩れたのではないかとのこと。）養生中においても防じんマスク等飛散防止措置を講ずるよう指導した。また、建物の壁が崩れているところもあり、労災防止の観点から必要な安全対策を講ずるよう指導した。
- ・養生作業においては、作業員全員が取替式防じんマスクを使用していたが、今後の隔離空間内での石綿の除去作業時には電動ファン付き呼吸用保護具等を使用する必要がある旨を念のため伝えた。

- ・解体作業が終わりに近づき、ドラッグショベルで解体された資材を撤去していた作業現場では、オペレーター、周辺の作業員ともに防じんマスクを着用しており、互いに作業状況を把握しており重機接触のおそれはないことが確認された。

エ 廃棄物の保管・処理状況

吹付け石綿等の廃棄物は、隔離空間内で２重梱包されて廃石綿等として特別管理廃棄物扱いで処理されることとなっており、適正に取り扱われていた。

(2) 岩手県宮古市現場（平成 24 年 3 月 1 日）

ア 概況

地震や津波で被災した建築物については、まだ数多く残されており、解体作業はまだ進んでいるとはいえない。現場確認の対象建物としては、宮古市発注の公費解体を行っている建築物から選定したが、解体工事は崩壊・倒壊のおそれのある建物を優先的に行うこととしている他は、工事開始は平成 24 年 4 月以降の開始とされているため工事開始前の現場確認となった。対象現場は 9 現場で、うち 2 現場は民間の建築物で吹付け石綿の除去作業として労働基準監督署、宮古市に届出がなされているが、一連の作業には着手していなかったため内部に立ち入って確認した。残りの 7 現場は、いずれも宮古市が所有・管理する公民館、漁協、消防署等の公共施設である。

イ 事前調査の実施状況

- ・吹付け石綿の除去作業現場については 2 現場とも事前調査が終了している。そのうち 1 現場にはクロシドライトを多く含む吹付け石綿があり、原綿をそのままセメントと同時に吹き付けたものとみられるものであった。除去作業には着手していない状況であり、事前調査結果はまだ掲示されていなかったため、適切な掲示につき指導した。

- ・クロシドライトの吹付け石綿が使われている建物では、地震や津波による損傷が激しく 2 階まで外壁を欠く状態であった。この中で、効果的な隔離養生や石綿が付着した室内がれき等の取扱い等には高度な技術が必要と思われたため、後日、厚生労働省では、有識者からの技術的な助言を得て現地に伝達した。

- ・以前にボイラーが設置されていた施設など 2 現場で、内側に含綿保温材が張られているとみられる煙突がみつかった。多量のアモサイトが使用されている可能性があり、石綿則に基づく作業届や大気汚染防止法に基づく届出内容の追加を行うとともに、作業に当たって適切な石綿飛散・ばく露防護措置を行うよう指導した。

- ・吹付け石綿がない現場でも、Ｐタイルや吹付けリシンなど素材に石綿を含む可能性のある建材が使われているところが多いことから、事前調査を的確に行うよう注意喚起した。

ウ 作業の実施状況

いずれの現場も作業は実施されていなかった。

エ 廃棄物の保管・処理状況

吹付け石綿はもちろんのこと、建材等についても石綿の使用の有無を明らかにして、石綿が含まれる廃棄物については、石綿含有廃棄物等としての適正な取扱いが求められる。地震や津波で大きく建築物等が損壊等することにより、調査の対象となる石綿含有建材の分析が困難な場合や石綿が含有しているかどうか確認できない場合には、石綿が含まれる廃棄物とみなして取り扱うことも必要である旨指摘した。

（以上）